

四日市市選管告示第8号

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月1日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程

四日市市公職選挙執行規程（平成22年四日市市選管告示第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章（略） 第2章 選挙人名簿（第3条） 第3章から第10章まで（略） 附則 第2章 選挙人名簿 （縦覧の場所） 第3条 <u>漁業法第89条第5項の規定により、縦覧の場所を次のとおり指定する。</u> 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 選挙管理委員会事務局	目次 第1章（略） 第2章 選挙人名簿 <u>及び在外選挙人名簿</u> （第3条） 第3章から第10章まで（略） 附則 第2章 選挙人名簿 <u>及び在外選挙人名簿</u> （縦覧の場所） 第3条 <u>法第23条第1項（漁業法第94条及び農業委員会等に関する法律第111条で準用する場合を含む。）及び法第30条の7第1項の規定により、縦覧の場所を次のとおり指定する。</u> 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 選挙管理委員会事務局

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

（選挙管理委員会事務局）